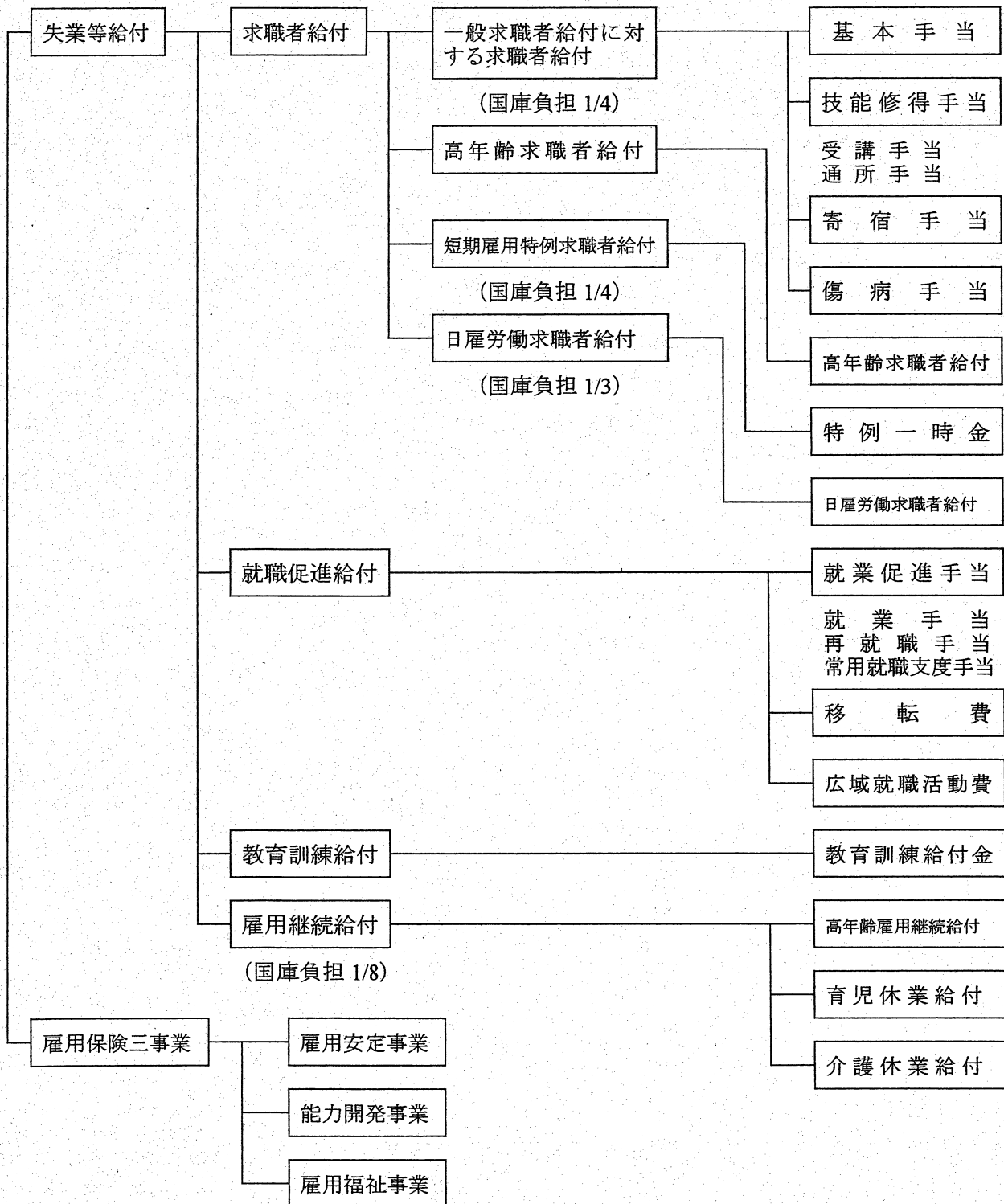


○労働保険特別会計雇用勘定の概要

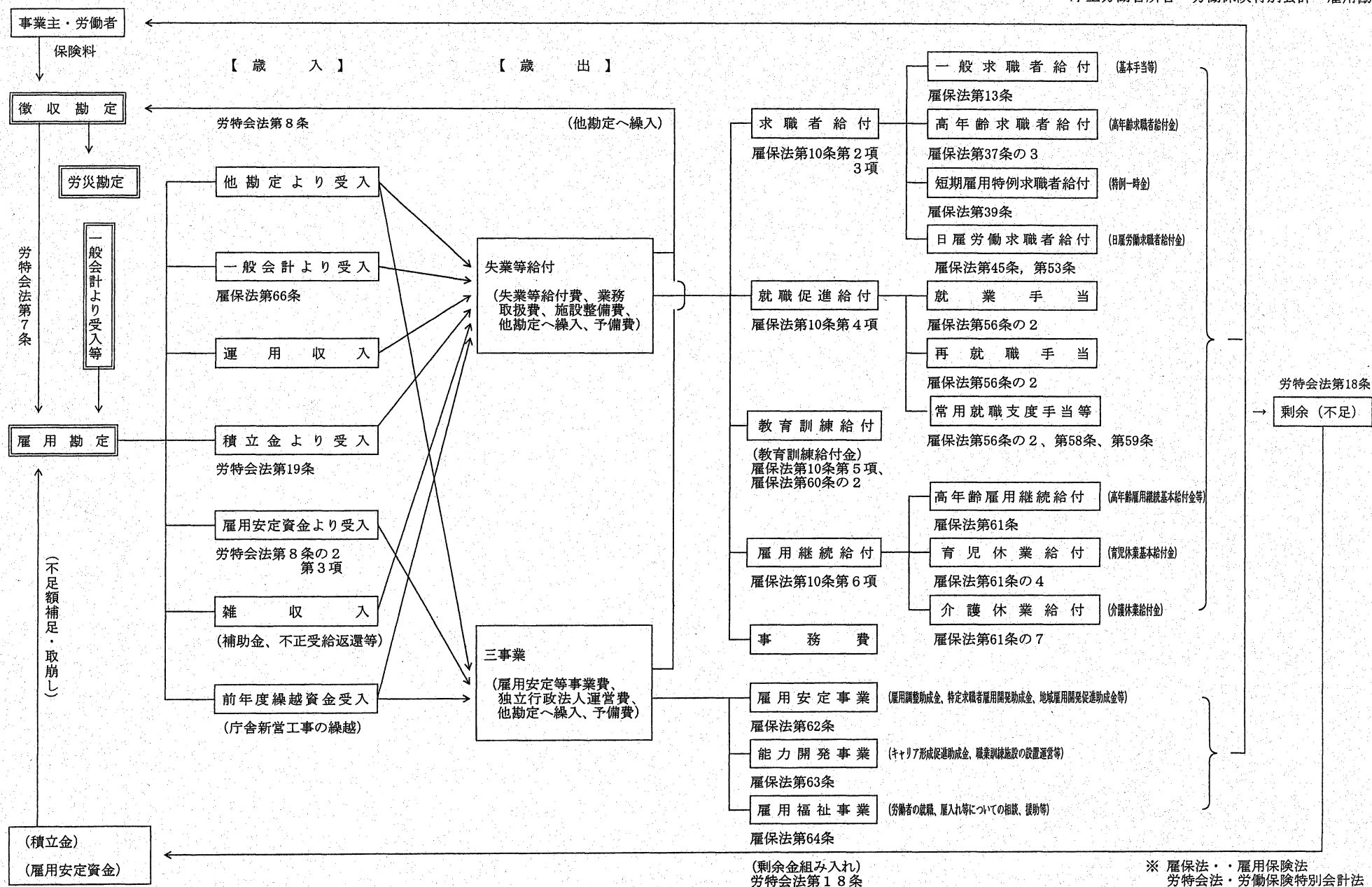
労働保険特別会計雇用勘定は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要給付（失業等給付）を行うほか、失業の予防及び雇用機会の増大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発及び向上、福祉の増進を図ることを目的とした対策（雇用安定事業等）を実施する勘定として一般会計とは区分して設置されており、その主な財源は労働者及び事業主から徴収された保険料収入である。



- ・ 設 置：昭和22年度（当初は失業保険制度として発足し、昭和50年度より雇用保険制度として実施）
- ・ 根拠法：雇用保険法、労働保険特別会計法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ・ 財 源：保険料収入及び一般会計より一部繰入（国庫負担）

雇 用 保 険 制 度 の 概 要

厚生労働省所管 労働保険特別会計 雇用勘定



※ 雇用保険制度における資金の流れについては、「他勘定、他会計、独立行政法人との間の業務等の関係及び財政資金の流れ」参照